

業務委員会2020

2020年7月14日

報告予定

- | | |
|----------|------|
| ✓官公庁班 | 4-6月 |
| ✓展示会班 | 4-6月 |
| ✓教育班 | 4-6月 |
| ✓ウェブ・IT班 | 4-6月 |
| ✓海外班 | 4-6月 |
| ✓Topics | 4-6月 |

J-bacウェブサイト解析レポート

【集計期間】

2020.2.1～ 2020.5.31

2020.7

WEB・IT広報班

1. 実施施策

1. お知らせ情報の更新 4回
2. リーフレットの刷新とウェブ掲載
3. ウェブ改修
4. ウェブアクセスの測定(2.1~5.31)



【新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項】

日付	施策	内容
2020.06.03	ウェブ掲載	「アルコール検知器協議会のリーフレット」を「Vol.8」に刷新いたしました。
2020.04.20	お知らせ掲載	新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項。
2020.03.17	お知らせ掲載	アルコール除菌剤等によるアルコール検知器への影響について。
2020.03.03	ウェブ掲載	「認定機器」3機種を「認定機器(外部検定)一覧」に追加掲載いたしました。
日付	その他	内容
2020.06.15	報告	ウェブアクセス解析結果報告
	ウェブリニューアル	デザインの変更、会員ページの改修

2.来訪者数（2.1～5.31）

来訪者数合計：**13,792**人

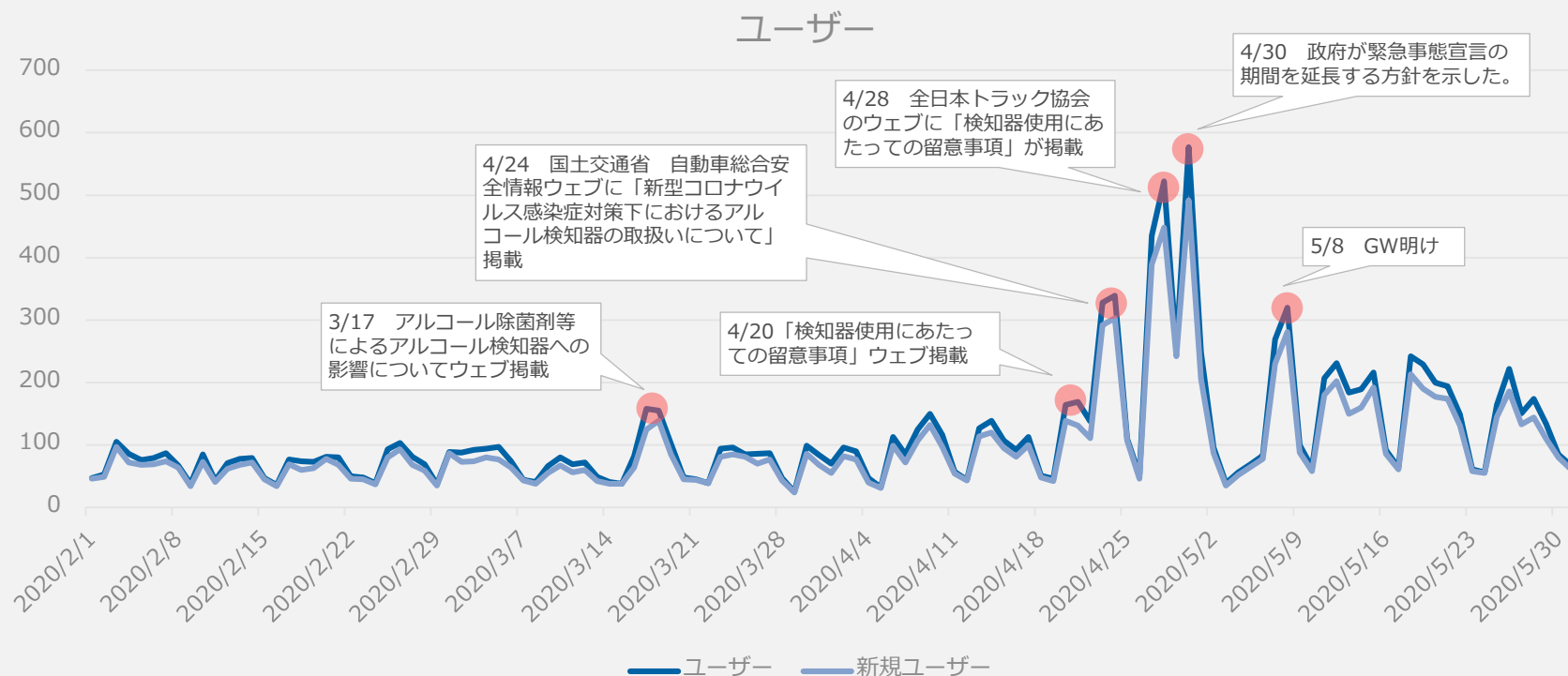
一日の来訪者数：**平均約113.9**人

前回との比較で
一日約1.3倍増加

前回結果(1/14~2/13)

・一日の来訪者数：平均約86.2人

4/24国土交通省、4/28全日本トラック協会のウェブに当協議会へのリンク「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項」が掲載され以後アクセスが増加。



3.ページランキング（2.1～5.31）

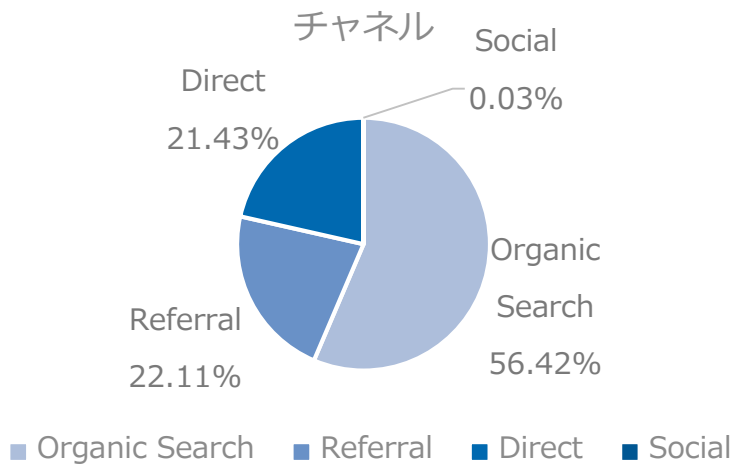
「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項」ページの滞在時間は約2分、最も多く読まれている。（1位のトップページを除く）

	ページ	名称	ページ ビュー数	平均ページ 滞在時間	直帰率	離脱率
1	/	トップページ	7677	46.69	29.77%	31.51%
2	/topics/2020/95195/	新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項。	7214	115.13	73.05%	62.27%
3	/faq/	よくある質問	4893	178.89	87.80%	82.36%
4	/topics/2020/95194/	アルコール除菌剤等によるアルコール検知器への影響について。	2669	96.60	66.79%	50.13%
5	/certified_devices/	アルコール検知器機器認定制度	1921	15.68	16.78%	5.88%
6	/howtouse_baa/	アルコール検知器の正しい使い方	1087	78.74	86.60%	43.70%
7	/certified_devices/application_form/	認定制度および認定機器（外部検定）	1068	197.09	81.19%	56.37%
8	/certified_devices/devices_test/	認定機器および認定機器（自主検定）	882	142.25	81.54%	43.88%
9	/member/	会員団体	672	107.40	72.18%	46.73%
10	/about/	協議会概要	658	80.78	66.67%	31.00%
11	/case-2/	罰則等の基礎知識	427	110.06	87.22%	63.23%
12	/members_only/	会員ページ	333	8.48	1.64%	2.10%
13	/topics/2020/95193/	「認定機器」3機種を「認定機器(外部検定)一覧」に追加掲載いたしました。	261	25.09	75.00%	7.66%
14	/case-3/	アルコール豆知識	227	56.39	87.50%	23.35%
15	/members_only/common/	会員ページ	192	38.16	0.00%	2.08%
16	/admission_guide/	入会案内	184	83.70	71.43%	32.07%
17	/topics/	お知らせ一覧	183	35.19	78.95%	16.94%
18	/topics/2020/95191/	「アルコール検知器協議会のリーフレット」を刷新いたしました。	136	40.00	25.00%	19.12%
19	/contact/	お問い合わせ	134	40.28	85.71%	19.40%
20	/case-1/	ロドライバーの飲酒運転による交通事故件数	82	35.00	84.21%	34.15%

4.流入チャネル（2.1～5.31）

全日本トラック協会からの新規ユーザーの流入が多い。（1位995件）
以前の傾向と比較すると各都道府県のトラック協会からの流入が目立つようになった。
（20位中8件）

チャネル	説明	新規ユーザー
Organic Search	YahooやGoogleなどの自然検索	6,812
Referral	個人ブログなどの他サイトから	2,670
Direct	ブックマークなどから	2,588
Social	TwitterやFacebookから	4
合計		12,074



	参照元	新規ユーザー
1	jta.or.jp（全日本トラック協会）	955
2	tanita.co.jp	229
3	sociac.jp	250
4	bottraffic.host	122
5	jtsa.or.jp(全日本交通安全協会)	108
6	pai-r.com	54
7	baidu.com	97
8	kta.or.jp（神奈川県トラック協会）	71
9	st-alc.com	74
10	sanko-techno.co.jp	49
11	miyatokyo.or.jp（宮城県トラック協会）	51
12	fukutora.lat37n.com（福島県トラック協会）	41
13	santokyo.or.jp（三重県トラック協会）	40
14	szta.or.jp（静岡県トラック協会）	35
15	totokyo.or.jp（東京都トラック協会）	34
16	naganota.or.jp（長野県トラック協会）	23
17	sp-web.search.auone.jp	25
18	alkiller.com	21
19	truck-next.com（トラックNEXT）	23
20	okitara.or.jp(沖縄県トラック協会)	18

5.検索キーワード一覧（2.1～5.31）

「アルコール検知器協議会」検索キーワードでの来訪者はページを開く率が高い

（1位495件/593件中、検索した約83%の人がページを開く）

	検索キーワード	クリック数	表示回数
1	アルコール検知器協議会	495	593
2	アルコールチェッカー 精度	275	772
3	アルコール検知器	230	11054
4	アルコールチェッカー 警察	154	800
5	j-bac	124	179
6	アルコール検知器 飲んでないのに出る	118	933
7	アルコールチェッカー飲んでないのに反応	90	390
8	アルコールチェッカー 数値	75	2681
9	アルコール検知器 精度	68	179
10	アルコール検知器 数値	55	702
11	アルコールチェッカー 反応するもの	53	224
12	アルコールチェッカー コロナ	49	539
13	アルコールチェッカー 使い方	46	257
14	アルコール検知	45	859
15	アルコール検知器 警察	44	331
16	アルコール検知器 コロナ	37	300
17	アルコールチェッカー 反応 体調	31	146
18	アルコールチェッカー 使用期限	29	54
19	アルコール チェッカー 反応 体調	28	175
20	アルコールチェッカー 口臭 反応	28	78

	検索キーワード	クリック数	表示回数
21	アルコールチェッカー 飲んでないのに	24	75
22	アルコールチェッカー 0.05	21	88
23	アルコールチェッカー コロナ対策	20	116
24	アルコール検知器 使い方	20	55
25	アルコールチェック コロナ	18	249
26	アルコールチェック 罰則	18	144
27	警察 アルコール検知器	18	77
28	アルコール 0.05	17	307
29	警察 アルコールチェッカー	17	158
30	アルコール検知 数値	15	163
31	アルコール チェッカー の 正しい 使い方	14	45
32	アルコールチェッカー 飲んでないのに出る	13	78
33	アルコール 検知	12	183
34	アルコール検査 0.05	12	107
35	アルコールチェック 数値	11	482
36	アルコールチェッカー 口臭	11	92
37	飲酒検知器	10	915
38	アルコール 検知器	10	492
39	アルコールチェッカー 反応	10	31
40	コロナウイルス検知器	10	19

6.地域別アクセスランキング（2.1～5.31）

日本からのアクセスが約96.5%を占めている。（前回と比較して占める割合に変動なし。）

国内では大阪からのアクセスがトップ（全体の11.4%）、次いで神奈川となる。（全体の7.3%）

	国	ユーザー	比率		市区町村	ユーザー	比率
1	Japan	11809	96.5%	1	Osaka	1434	11.4%
2	United States	94	0.8%	2	Yokohama	913	7.3%
3	China	73	0.6%	3	Chiyoda City	607	4.8%
4	(not set)	31	0.3%	4	Minato City	596	4.7%
5	Spain	22	0.2%	5	Shinjuku City	522	4.2%
6	Germany	19	0.2%	6	Nagoya	477	3.8%
7	Argentina	18	0.1%	7	Sapporo	341	2.7%
8	France	18	0.1%	8	Fukuoka	326	2.6%
9	United Kingdom	16	0.1%	9	(not set)	263	2.1%
10	Netherlands	13	0.1%	10	Saitama	230	1.8%
11	Singapore	13	0.1%	11	Sendai	180	1.4%
12	Thailand	10	0.1%	12	Kyoto	172	1.4%
13	South Korea	9	0.1%	13	Kobe	169	1.3%
14	Poland	9	0.1%	14	Hiroshima	159	1.3%
15	Vietnam	9	0.1%	15	Itabashi City	143	1.1%
16	Hong Kong	8	0.1%	16	Ota City	120	1.0%
17	Italy	7	0.1%	17	Koto City	117	0.9%
18	Ukraine	7	0.1%	18	Chiba	112	0.9%
19	Belgium	4	0.0%	19	Niigata	112	0.9%
20	Czechia	4	0.0%	20	Shibuya City	107	0.9%
21	United Arab Emirates	3	0.0%	21	Setagaya City	102	0.8%
22	Moldova	3	0.0%	22	Naha	99	0.8%
23	Taiwan	3	0.0%	23	Shizuoka	93	0.7%
24	Austria	2	0.0%	24	Chuo City	87	0.7%
25	Azerbaijan	2	0.0%	25	Kitakyushu	84	0.7%
		12239	100.0%			12559	

大阪からのアクセスが多い
（全体の約11.4%）

7.まとめ

「自動車運送業でアルコール検知器協議会の認知度向上？」

4月末～5月初旬にかけて、政府の緊急事態宣言延長や外出自粛など新型コロナウイルスに対する警戒や対策が強化された時期である。当協議会の活動として「アルコール除菌剤等によるアルコール検知器への影響について」「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項」の情報提供を一般に向けて行った。結果として国土交通省（ウェブ）並びに全日本トラック協会（ウェブ及び広報トラック）において情報提供の内容が掲載された。また同時期に当協議会ウェブへのアクセスが増加した。

一連の流れから同時期にウェブアクセスが増加した要因は、「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項」について、国土交通省から全日本トラック協会・日本バス協会等に向けて正式な通知がなされたこと、「国土交通省」並びに「全日本トラック協会」のウェブに当協議会へのリンクが貼られたこと、また広報トラックに情報提供の内容が掲載されたことによる影響ではないかと推測される。

またページを開く率で最も高いものが「アルコール検知器協議会」のキーワードであったことから国土交通省、トラック協会などの外部団体による情報提供から、当協議会を知り、当協議会についての情報を求めたのではないだろうかと予想される。

【参考】経済産業省の支援策（経済産業省HP）
【参考】新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために（防衛省HP）

関連団体と連携した取組み（新型コロナウイルスに関連する過去の発出文書はこちら）

2020/5/12	* タクシー車内における新型コロナウイルスの感染防止対策について（再要請）
2020/4/28	* 【貨物】新型コロナウイルスの感染拡大に伴う運性診断の受診の取扱いについて
2020/4/28	* 【旅客】新型コロナウイルスの感染拡大に伴う運性診断の受診の取扱いについて
2020/4/24	* 新型コロナウイルス感染症対策下におけるアルコール検知器の取扱いについて
2020/4/21	* 新型コロナウイルス感染症発生対策の徹底について（要請）（国土交通省）
2020/4/21	* 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送に

事業者の感染防止対策の取組

国土交通省 自動車総合安全情報ウェブ

全日本トラック協会ウェブ

新着情報

2020/04/30	働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の助成対象の見直しについて（厚生労働省）
2020/04/28	新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合における国税の取扱いに関する周知について（国税庁）
2020/04/28	新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項（アルコール検知器協議会）
2020/04/28	亀山TS食堂運営時間短縮のお知らせ
2020/04/28	読早TS食堂運営時間短縮のお知らせ
2020/04/28	「持続化給付金」の申請（速報版）の公表について（経済産業省）
2020/04/28	第5回全国トラックドライバーの健康診断の中止について

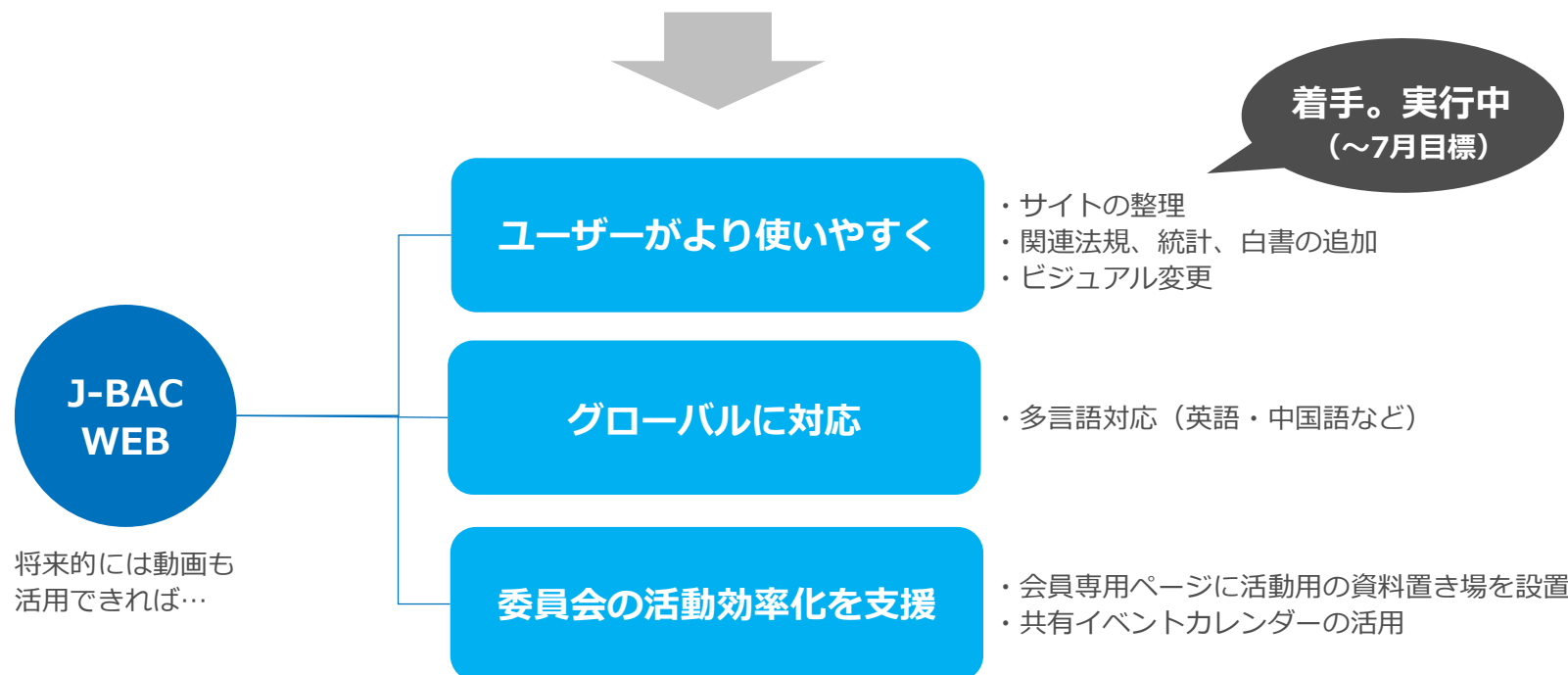
助成制度（一覧はこちら）

2020/06/03	令和2年度「産業競争力強化基金」の公募について（経済産業省）
------------	--------------------------------

8. 取り組み

ウェブ利便性向上とイメージアップ！

ウェブリニューアルを推進中



◎階層の変更など、いただきました要望にも合わせて会員企業ページを随時改修しています。

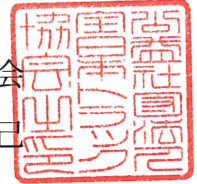
全ト協発第109号(環)

令和元年5月28日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会 長 坂 本 克 己



事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年に入り、事業用自動車の飲酒を伴う事故が、トラックにおいては10件発生したこと等を受け、国土交通省自動車局安全政策課長から、別添のとおり、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用の上、運転者に対する指導監督の徹底について、一層の周知を図るよう要請がありました。

事業用自動車の運転者による飲酒運転は、トラック運送業界の社会的信頼性を著しく失墜させるばかりでなく、これまで築き上げてきた荷主等との深い信頼関係をも根底から崩壊させかねない悪質な行為であり、このような通達が発出されるに至ったことは、極めて憂慮すべき事態です。

つきましては、今般の通達を発出を契機に、事業用トラック運転者に対する指導・監督、点呼等における徹底事項に関し、貴協会傘下の会員事業者等に対する周知を徹底し、トラック運送業界の飲酒運転根絶に向け、関係者一丸となって積極的に再発防止に取り組むことを再徹底願います。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自安第24号
令和元年5月23日

公益社団法人全日本トラック協会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について

国土交通省においては、平成29年6月にまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき、事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標とし、様々な取組を実施しているところですが、今年に入り、事業用自動車の飲酒を伴う事故について12件（タクシー：2件、トラック：10件）発生したことを把握しております。

平成28年5月に閣議決定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」においても、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について更なる徹底を図ることとしており、政府としても飲酒運転の根絶に強力に取り組んでいる中で飲酒運転が行われたことは、運送事業に対する社会の信頼を揺るがす事態であり、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

つきましては、飲酒運転を防止する取組として、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用していただくとともに、特に下記の事項について貴会傘下会員に対し改めて周知徹底をお願い致します。

記

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底すること。

- (1) 飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等を事例を用いて理解させること。
- (2) 確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、必要に応じ見直しを行うとともに、点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うこと。
- (3) 運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣がある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理を行うこと。

(参考)

「アルコール健康障害対策推進基本計画」 （平成28年5月31日閣議決定）

IV 基本的施策

1. 教育の振興

（3）職場教育の推進

○自動車運送事業における運転者の飲酒運転の防止のため、講習・セミナー等を通じ、運行管理者・運転者に対してアルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等について周知・指導を行う。また、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について、更なる徹底を図る。

掲示用

飲酒運転は絶対に「しない!」「させない!」

公益社団法人
全日本トラック協会

『飲酒運転防止対策マニュアル』活用等での取り組みを強化

図1 車籍地別飲酒運転事故件数※

※事故件数は、平成29年から令和元年までの各年の飲酒運転による事故件数と令和2年6月2日時点での速報ベースの累計(87件)です。

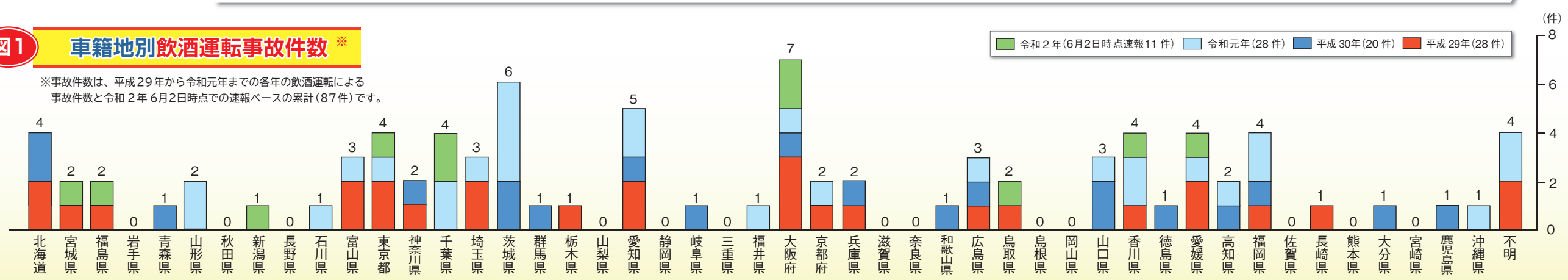
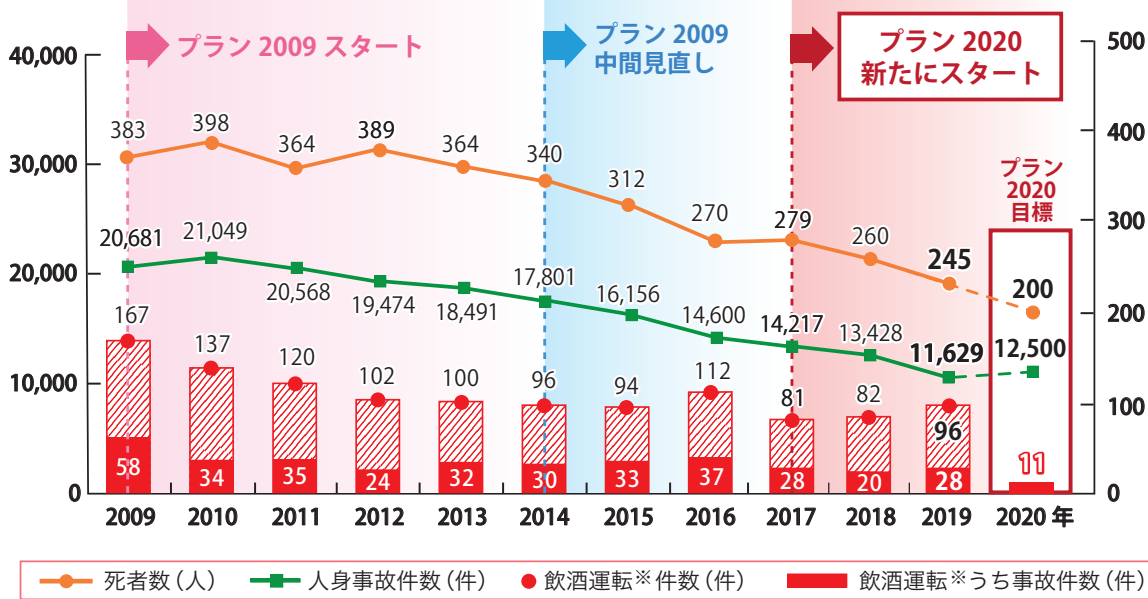


図2 「トラック事業における総合安全プラン2020」目標値と事故の現況

飲酒運転件数 飲酒運転ゼロ 交通事故死者数 200人以下 人身事故件数 12,500件以下

※「飲酒運転ゼロ」目標達成のためには、関係者一丸となって取り組む必要がある。



※「飲酒運転」は「道路交通法違反取締件数」の数値で、「酒酔い運転」および「酒気帯び運転」の合計値。

数字はいずれも事業用自動車(軽自動車を除く)によるもの。

出典:警察庁「交通事故統計」および(公財)交通事故総合分析センター「交通統計」

ただし、2020年の飲酒運転事故件数はメールマガジン「事業用自動車安全通信」(国土交通省)等による情報(6月2日現在の速報ベース)

図3 事業用トラックの飲酒運転事故事例 (令和2年1月～6月2日)(速報ベース)

事故等の種類	車籍地	発生日時	死傷状況 死亡・軽傷	当時の状況
1 酒気帯び衝突	千葉県	1月20日 9時45分		千葉県の県道の交差点において、同県に営業所を置くトラクタ・ボルトレーラが運行中、信号待ちで停車中の軽乗用車に衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該トラクタ・ボルトレーラ運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
2 酒気帯び追突	大阪府	1月31日 10時10分	1	茨城県の県道において、大阪府に営業所を置くトラックが運行中、前方を走行中のトラックに追突した。 この事故により、追突されたトラックの運転者が軽傷を負った。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
3 酒気帯び物損	鳥取県	2月10日 17時20分		千葉県の神社敷地内において、鳥取県に営業所を置くトラクタ・バンセミトレラが方向転換をしようとしたところ、当該神社の建物に接触した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該トラクタ・バンセミトレラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
4 酒気帯び追突	東京都	3月17日 21時10分	1	愛知県の国道において、都内に営業所を置く大型トラックが運行中、前方の乗用車に追突し、その弾みで当該乗用車が別の乗用車に追突した。 この事故により、当該トラックに追突された乗用車の運転者が死亡した。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
5 酒気帯び物損	宮城県	4月4日 20時55分		岩手県の高速道路において、宮城県に営業所を置くトラックが運行中、中央分離帯のワイヤーロープに衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
6 酒気帯び衝突	大阪府	4月24日 8時58分	1	兵庫県の国道において、大阪府に営業所を置くトラックが運行中、前方のバイクを追い越そうとしたところ、接触し当該バイクが転倒した。 この事故により、当該バイクの運転者が軽傷を負った。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
7 酒気帯び物損	愛媛県	5月2日 18時40分		千葉県の駐車場において、愛媛県に営業所を置くトラクタ・コンテナセミトレラが運行中、当該駐車場のポールに衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該トラクタ・コンテナセミトレラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
8 酒気帯び物損	香川県	5月10日 13時		大阪府の高速道路において、香川県に営業所を置くトラックが運行中、左側フェンスに衝突した。 この事故により、荷物は散乱したが、負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。
9 酒気帯び衝突	福島県	5月11日 15時30分	1	静岡県の国道において、福島県に営業所を置く大型トラックが運行中、前を走行していた車両に衝突した。 この事故により、衝突された車両の運転者が軽傷を負った。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
10 酒気帯び衝突	新潟県	5月12日 7時55分		群馬県の高速道路のパーキングエリア内において、新潟県に営業所を置くトラックが運行中、駐車中のトラックに衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
11 酒酔い衝突	千葉県	6月2日 5時27分	1	千葉県の国道(片側2車線)において、同県に営業所を置く大型トラックが第2通行帯を運行中、前方の第1通行帯を走行していたトラクタ・セミトレラに衝突したが、そのまま走り去った。 この事故により、トラクタ・セミトレラの運転者が軽傷を負った。 その後の警察による調べにより、当該大型トラックの運転者は、酒酔い運転及び当て逃げの疑いで逮捕された。

出典:メールマガジン「事業用自動車安全通信」(国土交通省)等

飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化について

決 議

国土交通省では、「2020東京オリンピック・パラリンピック」に向け、世界一安全な輸送サービスの提供を実現するため、2020年までに達成すべき目標を定め、ソフト・ハード両面から国土交通省等及び関係事業者が協力し、事業用自動車に係る交通事故の削減に取り組んでいくこととする。

トラック運送業界では、第109回交通対策委員会(平成29年9月開催)において、「トラック事業における総合安全プラン2020」を策定し、飲酒運転をゼロとする目標を掲げ取り組んでいるところ。事業用トラックの飲酒運転による交通事故件数は増加傾向にあり、本年5月には、今年に入ってからの事業用トラックの飲酒運転事故が倍増したことに伴い、飲酒運転の防止等関係法や運送中の運送について国土交通省から通達が発せられたほか、6月には、ひきつづき事故で連発した事業用トラック運転者の呼気からアルコールが検出された旨の報道があるなど、目標の達成ははたから、このままではトラック運送業界の社会的信頼性が失われるなどの懸念があり、誠に遺憾である。

このような状況に鑑み、飲酒運転という反社会的行為の根絶を図るため、第113回交通対策委員会では、業界全体として下記事項を共有するとともに、関係者一丸となって取り組みを強化することにより、この業界から飲酒運転根絶することを目指す。

1. 各事業所においては、乗客乗客の顔面呼称はもとより、対面でも電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた運送者の有無の確認が徹底されることについて、運転者等への指導を徹底する。
2. 各事業所においては、全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」(改訂版)を活用し、アルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る。
3. 各事業所においては、交通安全運転者の機会をとりえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。
4. 各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶に向けた取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。

令和元年9月12日
公益社団法人 全日本トラック協会
副会長(交通対策委員長)工藤修二

▲令和元年9月の「交通対策委員会」決議のリーフレット

飲酒運転は反社会的行為 惹起者・企業へも重い罰則 酒酔い、酒気帯びなどの飲酒運転は、 さきめて悪質で危険な反社会的・犯罪行為 であり、ドライバー本人や同乗者等が

飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化 令和2年度 全ト協 事業計画より

- ・全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る。
- ・飲酒運転根絶に向けた各都道府県の取り組み事例について情報の共有化を図り、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。

図4 飲酒ドライバーに科せられる罰則

事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
※免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金
- 違反点数と行政処分
- | | | |
|--------------------------------|-----|-------------------|
| 呼気1リットルにつき
0.25mg以上 | 25点 | 免許取消し
(欠格期間2年) |
| 呼気1リットルにつき
0.15mg以上0.25mg未満 | 13点 | 免許停止
(90日) |
- ※上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態として人身事故を起こすと
- | | |
|------|--------------|
| 死亡事故 | 1年以上20年以下の懲役 |
| 負傷事故 | 15年以下の懲役 |
- アルコールの影響により正常な運転ができない恐れのある状態で人身事故を起こすと
- | | |
|------|----------|
| 死亡事故 | 15年以下の懲役 |
| 負傷事故 | 12年以下の懲役 |

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をこまます行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免罪罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると
- 7年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

トラック業界の社会的信頼を失墜させる飲酒運転

トラックにおける
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(第2版)

公益社団法人全日本トラック協会

令和2年6月12日

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、トラック運送業界における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

トラック運送事業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運行形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことをお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、緊急事態措置を実施する期間中のみならず、当該期間後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等

の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康管理

- ・ 従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いか重点的に確認する。また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。(運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)
- ・ 発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針¹などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

(3) 通勤

¹ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

- ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。
- ・それ以外の従業員についても、時差出勤の励行、従業員用の通勤バスの運行などにより、公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。

（４）事業所での勤務

- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
- ・従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ２メートルを目安に広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低１メートルあける等の対策を検討する。）。
- ・窓が開く場合、１時間に２回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低１メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。
- ・少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減

らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。

- ・ オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨する。
- ・ 採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施するなど工夫する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン²などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- ・ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。

(5) 事業所での休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- ・ 休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。
- ・ 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(6) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ 便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

(7) 車両・設備・器具

² 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」(www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf)等を参照

- ・ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。
- ・車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。

※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(8) 運転者に対する点呼

- ・対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
- ・疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- ・始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。
- ・酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌³することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。

(9) 運行中

- ・2名以上の従業員が同乗する場合には、マスクの着用を徹底する。

³ アルコール検知器の除菌にあたっては、誤検知を防ぐため、アルコール検知器協議会の作成したチラシ（アルコール検知器協議会ホームページ内「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項」<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>）を参考にすることが望ましい。

- ・荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒に努める。
- ・気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす⁴。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する。
- ・乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。
- ・作業は1人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う。
- ・共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いをを行う（アルコール消毒可）。

(10) 事業所等への立ち入り

- ・取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(11) 従業員に対する協力をお願い

- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- ・公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。

⁴ 環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」

(https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf)

環境省「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について ～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防～」

(https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf)

厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)

- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- ・ 発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。
- ・ 取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(12) 利用者に対する協力をお願い

- ・ 事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。
- ・ 非対面・非接触の配送形態である「置き配」について、ガイドライン⁵を参照しながら活用への理解を促す。

(13) 感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

(14) その他

- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

⁵ 「置き配の現状と実施に向けたポイント(令和2年3月経済産業省・国土交通省)」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001335954.pdf>)

- ・ 新型コロナウイルスの感染予防にあたっては、本ガイドラインに加えて、公益社団法人全日本トラック協会が新型インフルエンザの感染予防対策のために作成したガイドライン⁶も参考にする。

(以上)

⁶ 「物流業における新型インフルエンザ対策ガイドライン（緊急対策マニュアル）」
(<http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/pdf/inhuruenza.pdf>)
「新型インフルエンザ対策ガイドライン緊急対策マニュアル副読本」
(http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/influ/img/kinkyu_taisaku_manual_sub.pdf)

タクシーにおける
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(第2版)

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
令和2年6月4日

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

タクシーは、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運行形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことをお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、緊急事態措置を実施する期間中のみならず、当該期間後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等

の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康管理

- ・ 従業員に対して、可能な限り朝夕 2 回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いか重点的に確認する。また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。(運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)
- ・ 発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針¹などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 従業員に対して、休日はしっかりと睡眠を取り、休養に努めるよう求める。

(3) 通勤

¹ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

- ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。
- ・それ以外の従業員についても、時差出勤の励行、従業員用の通勤バスの運行などにより、公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。

（４）事業所での勤務

- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
- ・従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ２メートルを目安に広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低１メートルあける等の対策を検討する。）。
- ・窓が開く場合、１時間に２回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低１メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。
- ・少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減

らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。

- ・ オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨する。
- ・ 採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン²などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- ・ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。

(5) 事業所での休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- ・ 休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。ただし、気温・湿度の高い時において、屋外で他人と十分な距離を確保できる場合には適宜マスクをはずす³。
- ・ 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(6) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ 便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

² 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」

(www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf)等を参照

³ 環境省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」

(https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020_leaflet.pdf)

環境省「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について ～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防～

(https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf)

(7) 車両・設備・器具

- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。
 - ・ 車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。
 - ・ 事業用自動車内の座席、手すり、防護スクリーン、タブレットなど、乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、こまめに消毒を行う。また、座席に掛ける布については、定期的に洗濯する。
- ※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
 - ・ 運転席と後部座席の間に防護スクリーンを設置すること等により、乗客と乗務員の飛沫感染を防止するよう努める。
 - ・ 各事業者の状況等を踏まえつつ、可能な限り、キャッシュレス決済の導入を検討する。

(8) 運転者に対する点呼

- ・ 対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
- ・ 疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- ・ 始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。
- ・ 酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌⁴することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器

⁴ アルコール検知器の除菌にあたっては、誤検知を防ぐため、アルコール検知器協議会の作成したチラシ

を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。

(9) 運行中

- ・乗務員は、運行中はマスクの着用を徹底する。
- ・乗客の意向を確認した上で、エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用することができるように配慮する。
- ・乗客の降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努める。
- ・運賃の受け渡し等において、マスクや手袋を着用するとともに、乗客との直接接触を減らすよう努め、乗客降車後は車内の消毒を行う。
- ・乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。

(10) 事業所等への立ち入り

- ・取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、オフィス内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(11) 従業員に対する協力をお願い

- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- ・公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- ・発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性が

(アルコール検知器協議会ホームページ内「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項」 <https://j-bac.org/topics/2020/95195/>) を参考にすることが望ましい。

ある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。

- ・取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(12) 利用者に対する協力をお願い

- ・事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。
- ・定員上、後部座席に着席可能である場合には、利用者に対して可能な限り後部座席に乗車するよう理解と協力を求める。
- ・乗車に際しては、利用者のマスク着用について理解と協力を求める。

(13) 感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

- ・保健所、医療機関の指示に従う。
- ・従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意する。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- ・保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

(14) その他

- ・総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- ・新型コロナウイルスの感染予防にあたっては、本ガイドラインに加えて、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会が新型インフルエンザの感染予防対策のために作成したガイドライン⁵も参考にする。

(以上)

⁵ 「ハイ・タク事業における新型インフルエンザ感染防止対策」(平成21年10月全国ハイヤー・タクシー連合会)

バスにおける
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(第2版)

公益社団法人日本バス協会

令和2年6月8日

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、バス事業における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

バス事業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運行形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことをお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、緊急事態措置を実施する期間中のみならず、当該期間後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等

の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康管理

- ・ 従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いか重点的に確認する。また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。(運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)
- ・ 発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針¹などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

(3) 通勤

¹ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

- ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。
- ・それ以外の従業員についても、時差出勤の励行、従業員用の通勤バスの運行などにより、公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。

（４）事業所での勤務

- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
- ・従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ２メートルを目安に一定の距離を保てるよう配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低１メートルあける等の対策を検討する。）。
- ・窓が開く場合、１時間に２回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低１メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。
- ・少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減

らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。

- ・ オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨する。
- ・ 採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン²などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- ・ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。

(5) 事業所での休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- ・ 休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。ただし、気温・湿度の高い時において、屋外で他人と十分な距離を確保できる場合には適宜マスクをはずす³
- ・ 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(6) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

² 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」

(www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf)等を参照

³ 環境省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」

(https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020_leaflet.pdf)

環境省「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について ～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防～

(https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf)

(7) 車両・設備・器具

- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。
- ・ 車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。
- ・ 事業用自動車内の座席やつり革、手すり、防護スクリーン、タブレットなど、乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、こまめに消毒を行う。また、座席に掛ける布については、定期的に洗濯する。

※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・ 運転に支障がない場合は、運転席及び運転席と後部座席の間に防護スクリーンを設置すること等により、乗客と乗務員の飛沫感染を防止するよう努める。
- ・ 各事業者の状況等を踏まえつつ、可能な限り、キャッシュレス決済の導入を検討する。

(8) 運転者に対する点呼

- ・ 対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
- ・ 疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- ・ 始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。

- ・ 酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌⁴することや携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。

(9) 運行中

- ・ 乗務員は、運行中はマスクの着用を徹底する。
- ・ エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用することができるように配慮する。
- ・ 乗客の降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努める。
- ・ 利用状況を踏まえ、バス車内の一部の座席の使用を禁止することや続行便を運行すること等により、乗客と乗務員や乗客同士の間隔を空け、乗客と乗務員が安心できる車内環境を確保するよう努める。
- ・ 運賃・荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒を行う。
- ・ 乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。

(10) 事業所等への立ち入り

- ・ 取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・ このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、オフィス内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(11) 従業員に対する協力をお願い

- ・ 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。

⁴ アルコール検知器の除菌にあたっては、誤検知を防ぐため、アルコール検知器協議会の作成したチラシ（アルコール検知器協議会ホームページ内「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項」 <https://j-bac.org/topics/2020/95195/>）を参考にすることが望ましい。

- ・ 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- ・ 発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。
- ・ 取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(12) 利用者に対する協力のお願い

- ・ バス車内に可能な限り手指消毒液を装備し、お客様が乗車する際に手指消毒をお願いする。
- ・ 事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。
- ・ バスの待合所、バスターミナルやバス車内において、バス利用者等に対し、アナウンスや掲示等により、マスク着用や手洗い励行等の感染予防対策を徹底すること、テレワークや時差通勤等に取り組むこと、会話を控えめにすることや他の乗客との距離をできるだけ空けること等を呼び掛けるよう努める。
- ・ 定員上、後部座席に着席可能である場合には、利用者に対して可能な限り後部座席に乗車するよう理解を求めるよう取り組む。
- ・ 主要ターミナル等屋内にあるバス停留所においてバス待ち列を作る際には、その施設の広さにおいて出来る限りのフィジカル・ディスタンスをとるよう協力を求めるとともに、可能であれば出入口等を開放し換気を行う。

(13) 感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関の指示に従い運行の実施等を判断する。
- ・ 従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。

- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- ②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合
- ・ 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

(14) その他

- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

(以上)

業務委員会2020.4～6topics

海運の飲酒対策は「施行」されたか？
について

合同委員会 2020年7月14日

令和2（2020）年4月1日 開始？



海運分野の新たな飲酒対策をとりまとめました ～「海運分野の飲酒対策に関する検討会」とりまとめ公表～

国土交通省は、「海運分野の飲酒対策に関する検討会」において検討した結果を踏まえ、今般、海運分野の新たな飲酒対策をとりまとめました。

交通輸送モードにおける飲酒に係る安全対策強化への関心が高まる中、海運分野においても飲酒に係る不適切事案が発生したことから、平成31年3月5日に「海運分野の飲酒対策に関する検討会」を設置し、海運分野における飲酒に係る安全管理体制のあり方等について検討を重ねてきました。

7月26日に開催した第3回検討会における議論も踏まえ、本日、海運分野における新たな飲酒対策をとりまとめを行いましたので公表いたします。

【とりまとめの概要】

1. 飲酒管理体制の強化

- ①アルコール検知器を用いた検査体制の導入
- ②乗務(航海当直)開始前の飲酒禁止期間の設定
- ③事業者の飲酒教育の実施

2. 平穏な沿岸域(平水区域)のみを航行する船舶に対する飲酒規制(酒気帯び禁止)

【添付資料】

・海運分野の新たな飲酒対策(本文)

※取りまとめ本文については、国土交通省ホームページからもご確認いただけます。



【問い合わせ先】

国土交通省海事局安全政策課 前里、関、木内、深石
代表:03-5253-8111(内線43-553、43-552、43-551、43-502)
直通:03-5253-8631 FAX:03-5253-1642

資料2-2

令和元年11月
海事局船員政策課

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

平成30年末に米国グアム島で発生したクルーズ船の岸壁への接触事故について、乗組員が事故発生前に飲酒をし、酒気帯び状態で航海当直を行ったことが明らかとなったところ。

このようなところ、船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号)第3条の5及び同条の規定に基づく航海当直基準(平成8年運輸省告示第704号)では、平水区域を航行区域とする船舶を除き、船長は航海当直をすべき職務を有する者が酒気を帯びていないことについて十分に配慮する旨規定されているが、酒気を帯びている者を航海当直に当たらせてはならないことが、船長の義務として明確には規定されていない。

このような中、上記の事故以外にも海運分野において飲酒に係る処分等が毎年発生していることに鑑み、平成31年3月、「海運分野の飲酒対策に関する検討会」が国土交通省海事局に設置され、飲酒に係る安全対策の検討が行われた結果、同年8月に、平水区域を航行区域とする船舶も含め酒気帯びでの当直を禁止するための措置を講ずるべきである旨が取りまとめられた。

このため、船員法施行規則に所要の改正を行うもの。

2. 概要

船員法(昭和22年法律第100号)の適用される船舶(専ら平水区域等において従業する漁船を除く。)の船長が、酒気を帯びている者を航海当直に当たらせてはならないこととするため、船員法施行規則について所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール(予定)

公 布 : 令和2年1月
施 行 : 令和2年4月1日

海運（船員法施行規則） 2019年2月時点

第三条の五 次の各号に掲げる船舶以外の船舶の船長は、航海当直の編成及び航海当直を担当する者がとるべき措置について国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、適切に航海当直を実施するための措置をとらなければならない。

一 平水区域を航行区域とする船舶

二 専ら平水区域又は船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令（昭和三十八年政令第五十四号）別表の海面において従業する漁船

（巡視制度）

第三条の六 第三条の三第一項第一号に掲げる船舶の船長は、船舶の火災の予防のための巡視制度を設けなければならない。

○2 前項に定めるもののほか、同項の船舶のうち船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第二条第四項のロールオン・ロールオフ旅客船



海運（船員法施行規則） 2020年4月1日改正

最終更新： 令和二年四月一日公布（令和二年国土交通省令第三十九号）改正



第三条の五 次の各号に掲げる船舶以外の船舶の船長は、航海当直の編成及び航海当直を担当する者がとるべき措置について国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、適切に航海当直を実施するための措置をとらなければならない。

一 平水区域を航行区域とする船舶

二 専ら平水区域又は[船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令](#)（昭和三十八年政令第五十四号）別表の海面において従業する漁船

○2 前項第二号に掲げる船舶以外の船舶の船長は、航海当直をすべき職務を有する者に対し、酒気帯びの有無について確認を行うとともに、当該者が酒気を帯びていることを確認した場合には、当該者に航海当直を実施させてはならない。

（巡視制度）

第三条の六 第三条の三第一項第一号に掲げる船舶の船長は、船舶の火災の予防のための巡視制度を設けなければならない。

○2 前項に定めるもののほか、同項の船舶のうち[船舶設備規程](#)（昭和九年逓信省令第六号）[第二条第四項](#)のロールオン・ロールオフ旅客船の船長は、[船](#)

新着なし？

[～船員の安全確保に向けて～\(2020年5月12日\)](#) **報道**

-
- ◇ [造船市場への新型コロナウイルスの影響を懸念する声、相次ぐ](#)
[～第130回OECD造船部会の結果概要について\(2020年4月27日\)](#) **報道**

-
- ◇ [船員法施行規則の改正について審議します](#)
[～交通政策審議会海事分科会第123回船員部会の持ち回り開催～\(2020年4月23日\)](#) **報道**

-
- ◇ [ばら積み貨物船及び油タンカーの新たな船体構造基準の適用猶予に関するガイダンスが国際海事機関\(IMO\)から発行されました](#)
[～コロナウイルス感染拡大による新造船の引き渡し遅延への対応～\(2020年4月7日\)](#) **報道**

-
- ◇ [内航海運暫定措置事業の収支実績と今後の資金管理計画について\(2020年3月31日\)](#)

-
- ◇ [韓国の自国造船業に対する公的助成についてWTO紛争解決手続に基づく二国間協議を開催しました\(2020年3月31日\)](#) **報道**

-
- ◇ [2028年までに「ゼロエミッション船」を商業運航へ](#)
[～産学官公連携で国際海運の脱炭素化に向けたロードマップを策定～\(2020年3月30日\)](#) **報道**

-
- ◇ [内航船省エネルギー格付制度の本格運用を開始します\(2020年3月27日\)](#) **報道**

-
- ◇ [ジェットフォイル水中浮遊物衝突事故に関する運輸安全委員会勧告を受けて、更なる取り組みを行います\(2020年3月26日\)](#) **報道**

-
- ◇ [内航船員の労働環境の改善に向けて議論します](#)
[～交通政策審議会海事分科会第122回船員部会の開催～\(2020年3月25日\)](#) **報道**
-



令和元年8月2日
海事局安全政策課

海運分野の新たな飲酒対策をとりまとめました ～「海運分野の飲酒対策に関する検討会」とりまとめ公表～

国土交通省は、「海運分野の飲酒対策に関する検討会」において検討した結果を踏まえ、今般、海運分野の新たな飲酒対策をとりまとめました。

交通輸送モードにおける飲酒に係る安全対策強化への関心が高まる中、海運分野においても飲酒に係る不適切事案が発生したことから、平成31年3月5日に「海運分野の飲酒対策に関する検討会」を設置し、海運分野における飲酒に係る安全管理体制のあり方等について検討を重ねてきました。

7月26日に開催した第3回検討会における議論も踏まえ、本日、海運分野における新たな飲酒対策とりまとめを行いましたので公表いたします。

【とりまとめの概要】

1. 飲酒管理体制の強化

- ①アルコール検知器を用いた検査体制の導入
- ②業務(航海当直)開始前の飲酒禁止期間の設定
- ③事業者の飲酒教育の実施

2. 平穏な沿岸域(平水区域)のみを航行する船舶に対する飲酒規制(酒気帯び禁止)

【添付資料】

- ・海運分野の新たな飲酒対策(本文)

※取りまとめ本文については、国土交通省ホームページからもご確認いただけます。



【問い合わせ先】

国土交通省海事局安全政策課 前里、関、木内、深石

代表:03-5253-8111(内線 43-553、43-552、43-551、43-502)

直通:03-5253-8631 FAX:03-5253-1642

令和元年 11 月
海事局船員政策課

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

平成30年末に米国グアム島で発生したクルーズ船の岸壁への接触事故について、乗組員が事故発生前に飲酒をし、酒気帯び状態で航海当直を行ったことが明らかとなったところ。

このようなところ、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第3条の5及び同条の規定に基づく航海当直基準（平成8年運輸省告示第704号）では、平水区域を航行区域とする船舶を除き、船長は航海当直をすべき職務を有する者が酒気を帯びていないことについて十分に配慮する旨規定されているが、酒気を帯びている者を航海当直に当たらせてはならないことが、船長の義務として明確には規定されていない。

このような中、上記の事故以外にも海運分野において飲酒に係る処分等が毎年発生していることに鑑み、平成31年3月、「海運分野の飲酒対策に関する検討会」が国土交通省海事局に設置され、飲酒に係る安全対策の検討が行われた結果、同年8月に、平水区域を航行区域とする船舶も含め酒気帯びでの当直を禁止するための措置を講ずるべきである旨が取りまとめられた。

このため、船員法施行規則に所要の改正を行うもの。

2. 概要

船員法（昭和22年法律第100号）の適用される船舶（専ら平水区域等において従業する漁船を除く。）の船長が、酒気を帯びている者を航海当直に当たらせてはならないこととするため、船員法施行規則について所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 ： 令和2年1月

施 行 ： 令和2年4月1日

航空安全に係る最近の動きについて

国土交通省 航空局
令和2年3月

- 1 国産ジェット旅客機の型式証明の進捗状況と今後の見通しについて
- 2 航空従事者等の飲酒に起因する事故防止対策の強化について
- 3 航空保安対策の強化について

新規国産ジェット旅客機の開発について

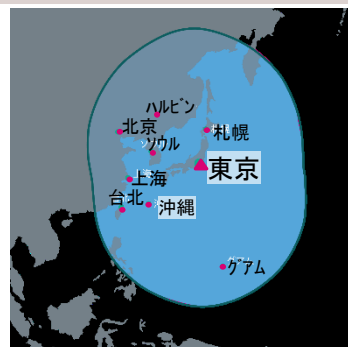
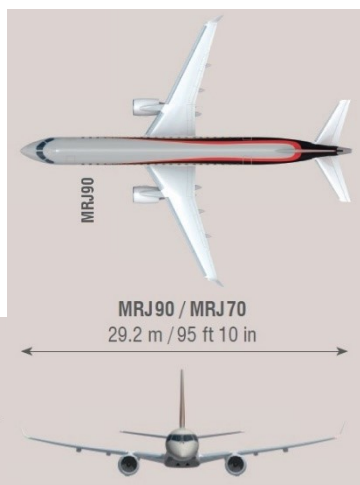
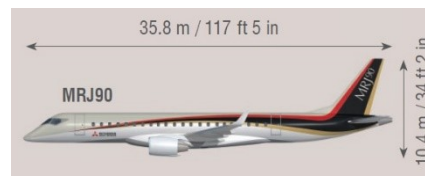
YS-11以来約半世紀ぶりの国産旅客機であるスペースジェット(MRJ)の開発が進められている。



主要諸元*

最大離陸重量 : 42,800 kg
最大運用マッハ数 : マッハ0.78 (約830km/h)
離陸滑走路長 : 1,740 m
着陸滑走路長 : 1,480 m
航続距離 : 3,770 km
標準座席数 : 88 席

※開発中のため変更の可能性がある



スペースジェット(MRJ)の開発スケジュール

2007年10月9日	国土交通省に型式証明申請
2008年3月28日	事業化決定、三菱航空機株式会社を立ち上げ
2009年3月12日	EASA(欧州)に型式証明申請
2009年9月25日	FAA(米国)に型式証明申請
2014年10月18日	ロールアウト
2015年11月11日	飛行試験機初号機の初飛行
2016年9月29日	飛行試験機初号機の米国への空輸
2019年3月3日(現地時間)	型式証明飛行試験を開始
2019年6月	スペースジェットに名称変更
2020年2月	初号機納入時期の延期(2021年度以降)を発表

セールスポイント

高い安全性

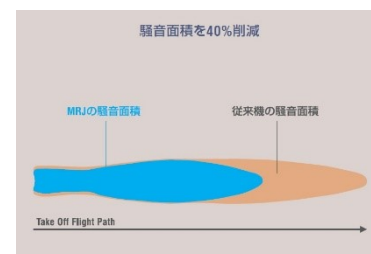
低燃費・低騒音

客室の快適性

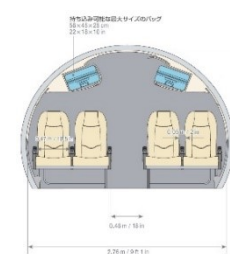
優れた運航経済性



燃費の優位性



低騒音



受注状況(正式契約): 計287機(うち確定163機、オプション等124機)

全日本空輸 25機、スカイWEST(米国) 200機、エア・マンダレイ(ミャンマー) 10機

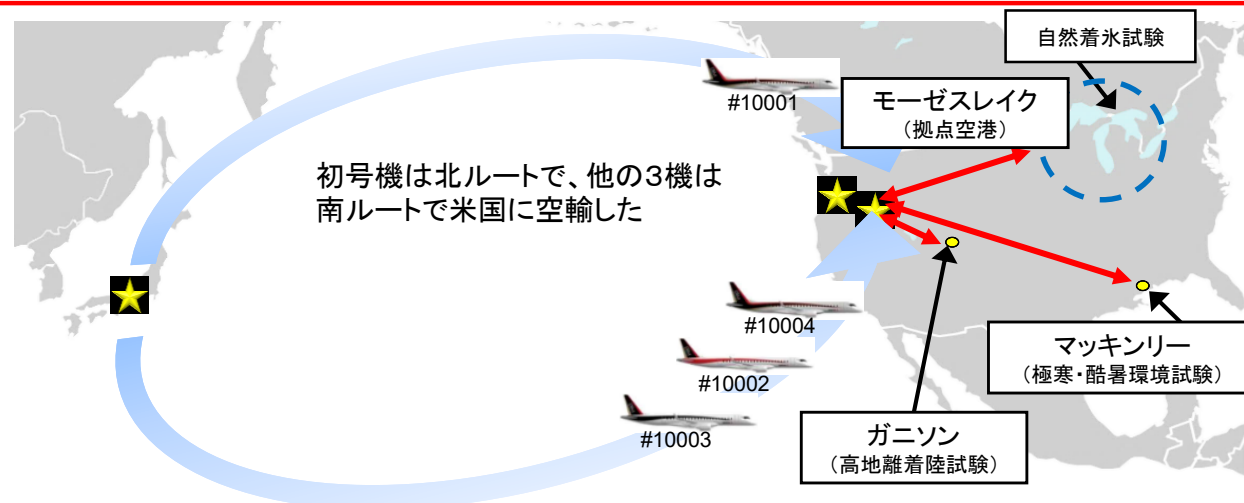
日本航空 32機、エアロリス(米国) 20機

これらの他、ロケットン(スウェーデン)と20機の購入について基本合意済み

飛行試験の実施と今後の計画

- 2016年9月から飛行試験機4機を順次米国モーゼスレイクに空輸し、開発飛行試験を開始。
- 2019年3月3日（現地時間、日本時間では3月4日）より、航空局のパイロットが操縦して行う飛行試験（型式証明飛行試験）を開始。
- 現在の4機に加え、3機の飛行試験機を型式証明飛行試験に投入予定。
※うち1機については、2020年3月18日に国内で初飛行を実施し、今後モーゼスレイクに空輸予定。

- 日本国内では、全機強度試験機2機を使用した地上試験、その他装備する機器の単体での地上試験等を実施。
- 米国では、飛行特性試験・失速試験等の飛行試験、極寒・酷暑環境試験や、自然着氷試験等を実施。



酷暑環境試験



極寒環境試験



自然着氷試験

（提供：三菱航空機株式会社）

- 1 国産ジェット旅客機の型式証明の進捗状況と今後の見通しについて
- 2 航空従事者等の飲酒に起因する事故防止対策の強化について
- 3 航空保安対策の強化について

飲酒対策について(操縦士等の飲酒基準)

操縦士に対する飲酒に関する規制

(航空法70条) アルコールにより正常な運航ができないおそれがある間は運航禁止 ※対象:事業用・自家用問わず全ての操縦士(外国機含む)

従前

具体の判断基準無し

【罰則】1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

現行(H31.1.31～)

【数値基準】※罰則適用上の目安
血中濃度:0.2g/ℓ、呼気中濃度:0.09mg/ℓ未満

【罰則】3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

航空運送事業者に対する飲酒に関する規制

(航空法104条) 本邦航空運送事業者は運航に関する事項を運航規程に定め国土交通大臣の認可を受けなければならない

従前

【アルコール検査】

乗務前に操縦士間の相互確認
(検査の義務付け無し)

【一定時間前の飲酒禁止】

8時間以内の飲酒禁止
※多くの航空会社は自主的に上乘せ(12h:ANA,JAL等)

【過度な飲酒の禁止】

過度な飲酒の禁止に関する規定は無し

現行(H31.1.31～)

【アルコール検査】

- 乗務前後のアルコール検査の義務化、検知時の乗務禁止
- 検査時の不正を防止する体制を義務化
 - ・検査時に第三者の立ち会い
 - ・一定の呼気量によりアルコール濃度を数値で表示可能な機器使用
 - ・検査結果(日時、名前、数値等)の記録・保存の義務化

【一定時間前の飲酒禁止】

8時間以内の飲酒禁止 ※多くの航空会社は自主的に上乘せ(12時間)

【過度な飲酒の禁止】(R1.10.23～ 追加改正)

勤務開始時に酒気帯びとなるおそれがある過度な飲酒を禁止

(航空法103条の2) 本邦航空運送事業者は安全管理規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない

従前

飲酒の教育に関する規定は無し

現行(H31.1.31～)

- 経営者を含む全関係職員に対し定期的なアルコール教育や、依存症職員の早期発見等のためカウンセリング環境等の体制整備を義務化
- 安全統括管理者の責務として飲酒対策を明確化し必要な体制を整備

(航空法111条の4) 本邦航空運送事業者は安全上の支障を及ぼす事態の発生時は国土交通大臣に報告しなければならない

従前

飲酒についての報告義務は無し

現行(H31.1.31～)

飲酒に係る不適切事案について航空局への報告を義務化

(その他) 客室乗務員、運航管理者、整備従事者等に対してもアルコール検査等を義務化(R1.7.5～ 基準改正)

航空従事者等の飲酒基準改正の概要(令和元年度実施分)

- ・アルコールは微量でも注意力の低下や業務の正確性に影響。その度合いは体調や体質により異なる。
- ・令和元年7月5日、「瞬時に正確な判断・行動」が求められ、かつ、その者の「単独の判断・行動」により安全運航に影響を与える客室乗務員等に対し、厳格な飲酒基準を適用。

	瞬時に正確な判断/行動を単独で実施			
	機上で 機体の操縦や旅客の避難誘導等を実施		地上で 運航前整備や対空通信業務等を実施	
	操縦士	客室乗務員	運航前整備従事者	運航管理従事者
酒気帯び業務の禁止	○	○	○	○
ストロー式によるアルコール検査※1	前後	前後	前	前
検査結果の記録	○	○	○	○
不正防止策	第三者立ち会い※2	第三者立ち会い※2	第三者立ち会い※2	第三者立ち会い※2
業務前飲酒禁止	8時間前 ※3	8時間前 ※3	—	—
定期的アルコール教育	○	○	○	○
	H31/1/31に措置		R1/7/5基準改正	

※1 検査に不合格の場合や不正を行った場合は航空局への報告を義務化

※2 なりすましやすり抜け等の不正防止対策として、モニターによる遠隔監視など同等な方法も可能

※3 勤務開始時に酒気帯びとなるおそれがある過度な飲酒を禁止(分解能力1時間あたり4g²に基づき、会社として適正な量を設定)

今までの対応

勤務前の飲酒を自粛し、全官署にアルコール検知器を備え、酒気帯びの有無を含めた勤務前の健康状態を確認している。

(勤務前の体内アルコール濃度や飲酒禁止時間などの数値的基準はない)

検査の義務化

1. 基準の明確化
 2. アルコール検査の義務化
 3. アルコールの影響等に関する教育の実施
 4. アルコール不適切事案の報告
 5. 飲酒対策に係る監査を実施
- ・呼気中アルコール検知なし、勤務前8時間禁酒
・勤務前に管理職員立会で検査、記録の管理
・呼気中アルコール検知された場合、未検査での勤務

交通
管制
部

安全監督

1. 安全監査の実施
2. 安全情報の収集

規程の制定・改正状況、検査実施状況、記録の管理状況、教育の実施状況、監査の実施状況等
酒気帯び・未検査で業務を実施、検査不合格等

管制
安全
室

- 1 国産ジェット旅客機の型式証明の進捗状況と今後の見通しについて
- 2 航空従事者等の飲酒に起因する事故防止対策の強化について
- 3 航空保安対策の強化について

高度な保安検査機器の導入

「テロに強い空港」を目指し、ボディスキャナーをはじめ、高度な保安検査機器の導入を推進することにより、航空保安検査の高度化を図ります。

具体的には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、主要空港を中心とした高度な保安検査機器の導入を着実に推進するとともに、同大会終了後は、全国の空港において従来型の検査機器の更新時に高度な検査機器への入れ替えを促進します。

また、高性能X線検査装置等の導入に伴い必要となるターミナル改修への補助を実施します。

高度な保安検査機器

ボディスキャナー



現行の接触検査に代わるものとして、自動的に非接触で人体表面の異物を検知する装置

高性能X線検査装置

機内手荷物用



受託手荷物用



機内持込・受託手荷物のX線検査機器のうち、爆発物を自動的に検知するシステム

ETD(蒸散痕跡物等利用爆発物検査装置)



液体爆発物検査装置



期待される効果

テロ等の脅威に備え、保安検査の一層の厳格化を図りつつ、検査に係る旅客の負担を抑えるなど、検査の円滑化も確保。



「航空セキュリティの向上」と「観光先進国実現」の両立に寄与。

航空保安検査の強化

○国土交通省では、「テロに強い空港」をめざし、ボディスキャナーを始めとする先進的な航空保安検査機器の導入を推進。これらの検査機器のより一層の活用を図りつつ、国際的な保安対策の動向を踏まえ、令和元年9月13日から、航空保安検査の強化を実施。

■ 上着検査強化(国内線)

○国際線と同様に、旅客に上着(コート、ジャケット等)の脱衣を求め、上着のX線検査を実施。



■ 靴検査強化(国内線・国際線)

○持込み制限品を隠匿可能な靴(※)について、X線検査を実施。

※安全靴、厚底靴、ブーツ、くるぶしを覆う靴 等



■ 爆発物検査強化

○検査員が体に触れる検査に加え、爆発物の検査装置を使った検査を新たに実施。



イラスト出典: 政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201910/1.html>

■ 周知広報の強化

○旅客に対し、保安検査をスムーズに通過するための周知広報を強化。

航空機にお乗りになる皆さまへ

国土交通省からの注意事項

Notice to all airline passengers
from the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

保安検査は皆様に安心して航空機をご利用頂くために行っています
Security screenings are being conducted to ensure that everyone can get on the aircraft with peace of mind.

検査員の指示に従い 検査を受けて下さい
Please follow the directions given by the security staff.

国土交通省航空局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

 国土交通省

保安検査を強化しています!
Enhanced security screenings are being conducted!

○保安検査は国土交通省の指示にもとづき行っていますので検査員の指示にしたがって検査を受けて下さい。
検査を受けないと航空機にお乗りになれません。

○凶器等を機内に持ち込んだ場合は、**航空法違反による罰則**(50万円以下の罰金)が適用される場合があります。

Security screenings are being conducted under direction of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Please follow the directions given by the security staff. You can not get on the aircraft without undergoing a screening. If you bring prohibited items on the aircraft, you may be punished with a penalty up to 500,000 yen in accordance with the Japanese Civil Aeronautics Act.

上着検査 Outerwear screening コート、ジャケット等 Take off your coat, jacket etc. and put it in the tray.	靴検査 Shoe screening 安全靴、厚底靴、ブーツ、くるぶしを覆う靴等 Your boots, safety shoes, thick-soled or ankle-covering shoes require screening.
所持品検査 Possessions screening 液体物検査 Liquid screening	検査員の指示に従い Follow the instructions of the security staff 検査を受けて下さい Please follow the instructions of the security staff and undergo the screening.

適切な準備をして頂くことで検査が円滑になり、待ち時間の短縮につながります。
Advanced preparation may help you go through security checkpoints more smoothly. Thank you for your cooperation.

国土交通省航空局 広報庁 協力 国内定期航空保安協会

【航空保安検査：国土交通省】

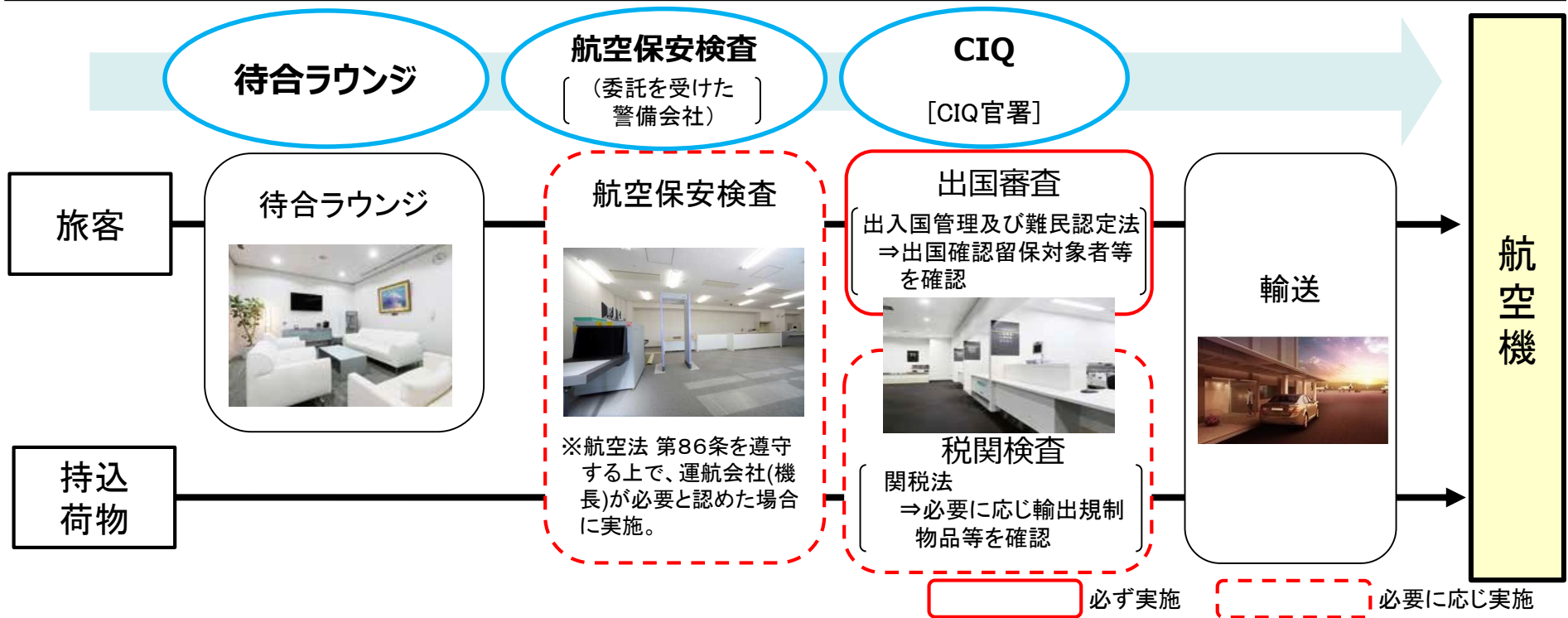
- 運航会社（機長）が必要と認めた場合に、爆発物等の危険物がないかを確認（従来の考え方）。
（限られた関係者のみが搭乗するため他の旅客から危害を加えられるおそれはなく、専用動線のため商用機の乗客の安全にも影響なし）

【税関検査：財務省関税局】

- 日本からの持出しが禁止されている貨物又は制限されている貨物の所持の有無を確認。

【出国審査：出入国在留管理庁】

- 旅券の有効性や旅券名義人との同一人性、出国確認留保対象者等を確認。



※ R2.1.6より、大型手荷物の「保安検査を義務化」とともに、入管及び税関も保安検査に協力し、適正な出国手続を実施。

令和 2 年 5 月 1 日
航 空 局

飲酒に起因する不適切な事案を受けた 航空運送事業者及び運航乗務員に対する不利益処分等について

航空運送事業者において運航乗務員の飲酒に起因する不適切な事案が連続して発生したことを踏まえ、国土交通省航空局は各事業者から各事案の調査及び再発防止策の報告を受け、航空法第134条に基づき、各事業者に対する立入検査及び当事者からの聴取等を実施してきました。その結果、航空法第104条第1項に基づき認可した運航規程への違反などの不適切な事項が確認されたことから、航空運送事業者及び運航乗務員に対し下記の措置をとることとしました。

国土交通省航空局としては、各社において再発防止が確実に図られ安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行ってまいります。

記

1. 全日本空輸株式会社

(1) 事案の概要

令和元年11月7日、ANA242便に副操縦士として乗務予定であった機長（当時）が乗務前日に飲酒時間及び飲酒量に関する制限をともに超過して飲酒し、飛行勤務開始時に行った乗務前アルコール検査において国の基準を大きく超過するアルコールが検知された（運航規程違反）。

(2) 国土交通省航空局による対応

(a) 航空運送事業者に対する措置

全日本空輸株式会社に対し航空法第112条の規定に基づく事業改善の命令を行い、令和2年5月29日までに必要な再発防止策について報告させることとした。

(b) 運航乗務員に対する措置

機長（当時）：航空業務停止90日（航空法第30条の規定に基づく不利益処分）

2. オリエンタルエアブリッジ株式会社

(1) 事案の概要

令和元年11月7日、ORC51便に乗務予定であった機長が乗務前日に飲酒量に関する制

限を超過して飲酒し、飛行勤務開始時に行った乗務前アルコール検査において国の基準を大きく超過するアルコールが検知された（運航規程違反）。

（２）国土交通省航空局による対応

（ａ）航空運送事業者に対する措置

オリエンタルエアブリッジ株式会社に対し航空の安全に係る不利益処分等の実施要領に基づく文書による嚴重注意を行い、令和２年５月２９日までに必要な再発防止策について報告させることとした。

（ｂ）運航乗務員に対する措置

機長：航空業務停止６０日（航空法第３０条の規定に基づく不利益処分）

以上

（添付資料）

添付資料１－１：全日本空輸株式会社に対する事業改善命令の文書

添付資料１－２：１．（１）の事案の運航乗務員に対する不利益処分の概要

添付資料２－１：オリエンタルエアブリッジ株式会社に対する嚴重注意の文書

添付資料２－２：２．（１）の事案の運航乗務員に対する不利益処分の概要

《 問い合わせ先 》

（１）航空運送事業者に対する措置について

１．については、航空局安全部航空事業安全室

TEL:03-5253-8111 小林（内線:50143）清水（内線:50163） FAX:03-5253-1661

２．については、大阪航空局安全統括室航空事業安全監督官

TEL:06-6949-0595 山内 FAX:06-6920-4041

（２）運航乗務員に対する措置について

航空局安全部運航安全課

TEL:03-5253-8111 平井（内線:50101）小御門（内線:50117） FAX:03-5253-1661

国官参事第75号
令和2年5月1日

全日本空輸株式会社
代表取締役社長
平子 裕志 殿

国土交通大臣
赤羽 一嘉

航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令

令和元年11月7日、ANA242便（福岡空港発 羽田空港着）に副操縦士として乗務予定であった機長について、乗務前のアルコール検査を実施した際にアルコールが検知されたため、別の運航乗務員に交代し当該便を運航した旨、同日貴社から国土交通省航空局に報告があった。

国土交通省航空局は、貴社からの報告後直ちに事実関係の調査及び再発防止策を報告するよう指示し、当該指示を踏まえ、貴社より、当該調査結果及び再発防止策に係る報告書の提出が同月15日にあった。

これらの報告された事実を受け、11月21日及び22日に航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第134条第1項及び第2項に基づく報告徴収及び立入検査を実施した結果、下記1記載のとおり的事实（以下「本件事実」という。）が認められた。

本件事実について、下記2記載のとおり、法第112条に規定する「輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実」があると認められることから、同条第5号の規定に基づき、下記3に掲げる措置を速やかに講ずるよう命令する。

講じた措置については、令和2年5月29日までに報告されたい。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に国土交通大臣に対して審査請求を行うことが出来る。

記

1 本件事実の認定

（1）ANA242便に係るアルコール検知について確認された事実

- ① 運航規程（法第104条第1項に基づき国土交通大臣の認可を受けて貴社が定めた運航規程をいう。以下同じ。）では、飛行勤務開始前12時間以内の飲酒を禁止するとともに飛行勤務開始時に酒気帯びとならないよう飛行勤務開始12時間前に体内に残存するアルコール量を2単位（4ドリンク）相当に制限することとされている

が、当該便に乗務予定であった機長は、運航規程の内容を承知しながら飛行勤務開始時刻の 12 時間以内に、運航規程で定めるアルコール量を大幅に上回る飲酒を行った。

- ② 運航規程では、酒気を帯びて飛行勤務をしてはならないこととされているが、当該機長は「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について」（平成 31 年 1 月 31 日付国空航第 2278 号。）において酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態として規定されている呼気中のアルコール濃度を大幅に超過するアルコールが検知され、乗務を交代するに至った。
- ③ 運航規程では、アルコール検知器が反応した場合はすみやかに乗務管理担当部署へ連絡し指示に従う手順となっていたが、当該機長は運航規程に定める部署と異なる部署に体調不良として報告し、貴社の第三者立ち会い者も当該機長が検知器に反応したことを確認していたにも関わらず、当該機長からの申告をそのまま上司に報告し、貴社はしばらくの間当該申告に従って対応した。

（2）飲酒に係る不適切事案を再発させた事実

貴社においては、「運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について」（平成 30 年 12 月 21 日付国官参事第 1052 号。以下「嚴重注意」という。）及び「航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告」（平成 31 年 4 月 9 日付国官参事第 14 号。以下「業務改善勧告」という。）を受けて、全社員に対して飲酒に関する安全意識の再徹底並びに法令及び規程等の遵守に係る教育、緊急管理職集会の開催及び個人面談の実施等に取り組んできたところであるが、当該機長は当該教育及び面談を受けて飲酒に関する知識を有していたにも関わらず、規定された時間及び量を大幅に超える飲酒を行い、また、貴社における個人貸与のアルコール検知器を活用して自己管理意識の向上を図る指導を受け、当該指導を認識していたにも関わらず、アルコール検知器を携行せず自己管理のための検査を実施しないまま出頭するなど、飲酒に関する安全意識が著しく低い結果、上記（1）の事案が再度発生した。

2 運航規程に違反する行為及び業務改善勧告等に違反する行為の認定

（1）運航規程に違反する行為

上記 1（1）①及び②のとおり、当該機長が運航規程の内容を承知しながらも過度な飲酒を行い体内にアルコールを保有した状態で飛行勤務に至ったことは、飛行勤務開始前 12 時間以内の飲酒及び飛行勤務に支障を及ぼす飲酒を禁止する運航規程に違反する行為であると認められる。

上記 1（1）③のとおり、当該機長がアルコール検知器が反応した際に乗務管理部署に適切に連絡しなかったことは、アルコール検査の手順を定める運航規程に違反する行為であると認められる。また、第三者立ち会い者が当該機長に検知器が反応したことを確認したにも関わらず当該機長からの体調不良という申告をそのまま上司に報告したことは、第三者立ち会い者に対して検査が適切に行われていることの確認を求める運航規程に違反する行為であると認められる。

(2) 業務改善勧告等に違反する行為

上記 1 (2) のとおり、貴社においては過去の行政指導を受けて、再発防止策を図ってきたにも関わらず、当該機長が飛行勤務に支障を及ぼす飲酒を行ったことに鑑みれば、全運航乗務員の意識改革の徹底が不十分であり、日常的な飲酒傾向に懸念のある運航乗務員の管理が十分でなかったと認められる。

今回認められた上記 (1) の違反行為は、上記 1 (2) のとおり、過去の行政指導を受けて貴社において講じた再発防止策が実効性の伴ったものとなっておらず、また、「運航乗務員の飲酒に関する自己管理の強化等の指示について」(令和元年 10 月 8 日付国官参事第 803 号。以下「飲酒に関する自己管理指示」という。)を受けた全運航乗務員に対する指導及び教育の実効性が十分でなかったことから生じたものであり、貴社の安全管理体制が十分に機能していないことを指し示している。

これらの違反行為は、飲酒に起因する不適切事案等を受け国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対してその対策を相次いで指示している状況において発生し、航空安全に対する国民の信頼を損なうものである。また、当該機長からアルコールが検知されたため運航乗務員を交代する必要が生じた結果、複数の便に遅延を生じさせ、利用者の利便を阻害したこと等を踏まえると、「航空の安全に係る不利益処分等の実施要領」(平成 30 年 3 月 29 日付国官参事第 1340 号)に定める不利益処分等の加重事由に該当するものである。

以上より、本件事実について、法第 112 条に規定する「輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実がある」と認められる。

3 講ずるべき措置

航空運送事業者は、利用者の利便の増進を図る上で、航空の安全を確保し絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

しかしながら、上記 2 のとおり、貴社において運航規程の内容を周知していたにもかかわらず、当該機長が運航規程に規定された飲酒量制限を意図的に超過した飲酒を行ったことから、飲酒に関する違反行為等が安全上重大な問題であるという認識や法令遵守への意識が組織内で未だ徹底されていないと言わざるを得ない。

また、飲酒に関する不適切事案を未然に防止する仕組みが適切に実施されておらず自己管理意識が薄いことが確認されたこと、また、アルコール検査の適正かつ確実な実施を確認するための体制が不適切であること等を踏まえると、貴社の飲酒に関する安全管理体制は不十分であった。

このため、法第 112 条に基づき、同条第 5 号に掲げる措置として、以下の措置を講ずるよう命令する。なお、これらの措置を講じる際にあっては、上記の飲酒に関する自己管理指示について改めて留意されたい。

(1) 運航乗務員の意識改革とアルコールに関する教育の見直し

全ての運航乗務員に対し、飲酒が及ぼす航空機の航行の安全への重大性を確実に浸透させ、自己管理意識を根付かせるための定期的な教育を実施し、また、定着を継続的に確認する体制を構築すること。

(2) 運航乗務員の飲酒に関する自己管理の強化等

飲酒に関する自己管理指示で指示したとおり、以下の措置を講ずること。

- ① 禁酒時間外における過度な飲酒を防止することを徹底させること。
- ② 出勤前に自身の体内アルコール濃度を定量的に確認するなどの自己管理を徹底させること。
- ③ 全ての運航乗務員の飲酒傾向を把握した上で、常習的な飲酒傾向のある運航乗務員に対して、乗務させずカウンセリングを実施する等の適切な措置を講じること。

(3) アルコール検査体制の再構築

運航乗務員によるアルコール検査が適正かつ確実に行われ、立会者の主体性と独立性を確保してその機能を果たすようアルコール検査体制を抜本的に見直すこと。

(4) 報告書に記載された再発防止策の見直し

上記1に関する報告書に記載された再発防止策の見直しを行い、追加的な措置も含めて再発防止策を講じること。

(5) 改善措置の実施状況についての定期的な報告

上記(1)～(4)について、改善措置の進捗状況、運用状況の定期的な報告を行うこと。

以上

ANA242 便におけるアルコール検知事案に係る 運航乗務員に対する不利益処分等の概要

1. 事案の概要

令和元年 11 月 7 日、福岡空港を出発予定の ANA242 便に副操縦士として乗務予定の機長（当時）が、乗務前のアルコール検査を行ったところ、同検査において、「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（平成 31 年 1 月 31 日付国空航第 2278 号）」において酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態として規定されている呼気中のアルコール濃度（以下、「国の基準」という。）を大きく超過するアルコールが検知された。当該便は乗員交替のうえ 34 分遅れで出発した。また、当該事案に起因して他の運航便にも遅延の影響が生じた。

2. 国土交通省航空局による対応

（１）運航乗務員に対する不利益処分等

機長（当時）：航空業務停止 90 日（航空法第 30 条の規定に基づく不利益処分）

（２）不利益処分等の理由概要

○ 全日本空輸株式会社（以下、「同社」という。）では、航空法第 104 条第 1 項の規定に基づき認可された運航規程（Operations Manual 8-16-3）の規定により、飛行勤務開始前 12 時間以内の飲酒を禁止するとともに、酒気を帯びて飛行勤務に従事することを禁止していた。また、過度な飲酒に起因する不適切事案を受けて、国土交通省航空局が飛行勤務開始時に酒気帯び状態となるおそれのある過度な飲酒を禁止するため、「運航規程審査実施要領細則」を改正（令和元年 10 月 23 日国空航第 1731 号）したことを受け、同社は令和元年 10 月 25 日付で運航規程を改訂し、飛行勤務開始 12 時間前に体内に残存するアルコール量を 2 単位（4 ドリンク）相当以下になるよう飲酒量を制限することを規定するとともに、当該改正及び改訂について社内周知していた。しかしながら、機長（当時）は、当該便の乗務前日、運航宿泊先（福岡）において、これらの飲酒時間及び飲酒量に関する制限を超過していることを認識しながら飲酒を継続した結果、国の基準を大きく超過する呼気中のアルコール濃度が検出され、乗務を交代するに至った。これは、運航規程に意図的に違反する行為であるとともに、同社の検査体制が万一適切に機能しなかった場合にはアルコールの影響により航空機の正常な運航ができない状態で乗務して航空安全に重大な支障を及ぼした可能性がある行為である。

○ また、昨今の飲酒に起因する不適切事案を受け、同社においては、運航乗務員に対しアルコールに関する安全意識や規定遵守、乗務前における適正な飲酒量等に関する教育や管理職による直接対話等を実施し、飲酒に関する自己管理意識向上のためにアルコール検知器を貸与するなどの再発防止対策を行うとともに、令和元年 1 月 18 日より運航宿泊先における乗務前 24 時間以内の飲酒の禁止を指示していた。しかしながら、機長（当時）は当該指示を認識していたにもかかわらず、上記の乗務前日における運航宿泊先における飲酒のみならず、それ以前においても、運航宿泊先における乗務前 24 時間以内の飲酒を繰り返し行っていたことを認めている。さらに、機長（当時）は、乗務前 24 時間のみならず、結果とし

て飛行勤務開始前 12 時間以内に過度な飲酒をするに至り、記憶が欠落するほどの状態となり、上記事案を発生させたものであり、飲酒に関する安全意識が著しく低いといわざるを得ず、重大な非難に値する。

- 以上の行為は、航空法第 30 条第 2 号に規定する航空従事者としての職務を行うに当たっての「非行」に該当する行為であるとともに、航空安全に支障を及ぼす可能性のある非常に重大な行為であった。

以上

阪 空 安 第 1 号
令和 2 年 5 月 1 日

オリエンタルエアブリッジ株式会社
安全統括管理者 殿

国土交通省 大阪航空局
安全管理官

**運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について
(厳重注意)**

令和元年 11 月 7 日、ORC51 便（長崎空港発 対馬空港着）に乗務予定であった機長が、乗務前のアルコール検査を実施した際にアルコールが検知されたため、別の運航乗務員に交代し当該便を運航した旨、同日貴社から大阪航空局に対し報告があった。

大阪航空局は、貴社からの報告後直ちに事実関係の調査及び再発防止策を報告するよう指示し、当該指示を踏まえ、貴社より、当該調査結果及び再発防止策に係る報告書の提出があった。

大阪航空局において、貴社から本事案の調査及び再発防止策の報告を受け、航空法第 134 条に基づく報告徴収及び立入検査を 12 月 3 日から 5 日に実施して事実確認をした結果、当該機長は乗務前日に自宅で過度な飲酒を行い、乗務当日に乗務前のアルコール検査を実施したところ、正常な運航ができないおそれのあるアルコール濃度が検出され、飛行勤務を開始したことが判明した。これは、航空法第 104 条第 1 項に基づき認可された貴社の運航規程において、飛行勤務開始前 8 時間以前であっても飛行勤務に支障をおよぼすおそれがある過度な飲酒を行った場合は飛行勤務を行ってはならないこと、飛行勤務開始 8 時間前に体内に残存するアルコール量を 2 ドリンク相当以下になるよう飲酒量を制限すること、及び酒気を帯びて飛行勤務に従事することを禁止した規定に違反した行為であり、航空法第 119 条第 2 号に該当するものである。

また、他社において相次いで発生した航空会社における飲酒に係る不適切事案を受け、航空局が乗務前後におけるアルコール検査の義務化等のため関連通達を改正及び制定（平成 31 年 1 月 31 日付け国空航第 2282 号）し、同年 4 月 1 日から施行され、航空安全に対する国民の信頼を早急に回復させなければならない状況において、貴社が本事案を発生させたことは、飲酒に関する意識が希薄であったと言わざるを得ない。

さらに、上記事案に関する報告徴収では、別紙のとおり飲酒に関する社内安全管理体制が不十分であったことも判明した。

公共交通を担う航空運送事業者である貴社において、このような不適切な行為等が行われたことは極めて遺憾であり、厳重に注意する。

については、今後、このような事態が起こらないよう、本事案が発生した原因を調査し、必要な再発防止策を検討の上、令和 2 年 5 月 29 日（金）までに文書にて報告されたい。

飲酒に関する教育の不備及び不十分な安全管理体制

- ・当該機長は、飲酒量が制限されていることを認識しながらも、誤った知識により自身のアルコール分解能力を過信し過度な飲酒を行っており、運航乗務員に対するアルコール教育が十分ではなかった。
- ・当該機長は、自己管理が不適切なため酒気を帯びた状態で飛行勤務を行っており、「運航乗務員の飲酒に関する自己管理の強化等の指示について」（令和元年 10 月 8 日付け阪空安第 12 号）を受けた運航乗務員に対する指導の実効性が十分ではなかった。
- ・貴社における当該機長の飲酒傾向に関するリスクの評価が不十分であり、飲酒に関する社内安全管理体制が不十分であった。
- ・会社自らが問題点を見つけ、実効性のある再発防止、改善の取り組みが十分に行われていなかった。

ORC51 便におけるアルコール検知事案に係る
運航乗務員に対する不利益処分等の概要

1. 事案の概要

令和元年 11 月 7 日、ORC51 便に乗務予定の機長が、乗務前のアルコール検査を行ったところ、同検査において、「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（平成 31 年 1 月 31 日付国空航第 2278 号）」において酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態として規定されている呼気中のアルコール濃度（以下、「国の基準」という。）を大きく超過するアルコールが検知された。当該便は乗員交替のうえ 18 分遅れで出発した。また、当該事案に起因して後続便にも遅延の影響が生じた。

2. 国土交通省航空局による対応

（１）運航乗務員に対する不利益処分等

機長：航空業務停止 60 日（航空法第 30 条の規定に基づく不利益処分）

（２）不利益処分等の理由概要

○ オリエンタルエアブリッジ株式会社（以下、「同社」という。）では、航空法第 104 条第 1 項の規定に基づき認可された運航規程（Operations Manual 6-15-3）の規定により酒気を帯びて飛行勤務に従事することを禁止していた。また、過度な飲酒に起因する不適切事案を受けて、国土交通省航空局が飛行勤務開始時に酒気帯び状態となるおそれのある過度な飲酒を禁止するため、「運航規程審査実施要領細則」を改正（令和元年 10 月 23 日付国空航第 1731 号）したことを受け、同社は令和元年 10 月 25 日付で運航規程を改訂し、飛行勤務開始 8 時間前に体内に残存するアルコール量を 2 ドリンク相当以下になるよう飲酒量を制限することを規定していた。しかしながら、機長は、当該便の乗務前日、飲酒量に関する制限を超過していることを認識しながら飲酒を継続した結果、国の基準を大きく超過する呼気中のアルコール濃度が検出され、乗務を交代するに至った。これは、運航規程に意図的に違反する行為であるとともに、同社の検査体制が万一適切に機能しなかった場合にはアルコールの影響により航空機の正常な運航ができない状態で乗務して航空安全に重大な支障を及ぼした可能性がある行為である。

○ 以上の行為は、航空法第 30 条第 2 号に規定する航空従事者としての職務を行うに当たっての「非行」に該当する行為であるとともに、航空安全に支障を及ぼす可能性のある極めて不適切な行為であった。

以上